

間接諸税（印紙税等）の問合せ先について

令和7年7月10日以降、以下の税務署における間接諸税（印紙税、揮発油税等）の問合せについては、日本橋税務署が対応します。

○ 対象となる税務署

千葉東税務署・千葉南税務署・千葉西税務署・銚子税務署・市川税務署
船橋税務署・館山税務署・木更津税務署・佐原税務署・茂原税務署
成田税務署・東金税務署・京橋税務署・本所税務署・向島税務署
江東西税務署・江東東税務署・江戸川北税務署・江戸川南税務署

○ 問合せ先

間接諸税（印紙税、揮発油税等）の個別の照会等については、日本橋税務署が対応しますので、以下の連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】

日本橋税務署 法人課税第2部門 電話番号 03-3663-8451

- ※ 税務署にお電話いただきますと、自動音声でご案内いたします。
自動音声にしたがって、「2」番を選択していただき、上記担当までご連絡ください。
- ※ 印紙税納付計器への過誤納金充当請求手続は、日本橋税務署にて事前予約を受付け、日程調整した後、所轄税務署にて対応させていただきます。

○ 間接諸税に関する一般的なご相談等への対応

間接諸税に関する一般的なご相談は国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご利用いただくか、国税局電話相談センター（0570-00-5901）にご相談ください。

国税に関する
ご相談について
(国税庁HP)



○ 「印紙税過誤納確認申請書」の提出先

「印紙税過誤納確認申請書」(印紙税納付計器への過誤納金充当請求手続がある場合を除く。)については、税務署の一部の内部事務を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施しておりますので、以下の送付先にご提出ください。

千葉東税務署・千葉南税務署・千葉西税務署・銚子税務署・市川税務署
船橋税務署・館山税務署・木更津税務署・佐原税務署・茂原税務署
成田税務署・東金税務署

【送付先】

〒262-8507 千葉市花見川区武石町1丁目520番地
東京国税局業務センター千葉西分室

京橋税務署

【送付先】

〒100-8156 千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館
東京国税局業務センター大手町分室

本所税務署・向島税務署・江戸川北税務署・江戸川南税務署

【送付先】

〒110-8655 台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎
東京国税局業務センター

江東西税務署・江東東税務署

【送付先】

〒136-8506 江東区亀戸2丁目17番8号
東京国税局業務センター江東東分室